

運輸安全マネジメント


第4回 内部監査チェックリスト兼報告書

実施年度 (平成 30 年)

(監査実施基準月 原則 3月末, 6月末 9月末 12月末)

今回実施基準月 12 月末

監査実施日平成 30 年 12 月 29 日

安全統括管理者 

内部監査員 

役席及び 業務部回覧	        
---------------	--

郡山中央交通 株式会社

第4回 内部監査チェックリスト (30年度) (別紙5-2)

評定 A: 達成度合い 90%以上 B: 同 70%以上 C: 同 50%以上
 D: 同 30%以上 E: 同 30%以下

No.1

実施項目	監査所見	評定
1、「白手指差し呼称」による安全確認の徹底	1, 本件取り組み 7年を経過しており定着化が進んでいると判断出来、点呼時の確認を徹底するとともに抽出した運行での社内路上監査においても実施されていたので「A」評価とする。	A
2、無傷記録の継続 *重大事故の発生防止 発生 ゼロ件 *車両の無傷記録年度目標を 18 件以内とする	2, 重大事故の発生はゼロ。 車両の無傷記録については、今年度は年間 18 件以内を目標にして開始したが、最終的に累計 31 件となり、目標未達となった。ハインリッヒの法則での重大事故危険ラインの 29 件を超え、重大事故が起きてもおかしくない状況であった。次年度にて対応を検討し減少させる	E
3、路上故障防止の為の日常点検の徹底と三か月点検の強化	3、車両台帳と実際の実施状況を照会し、定期点検項目の作成資料で届け出車両の 3, 6, 9, ヶ月周期の点検は洩れなく実施していた。	A
4、ヒヤリハット情報収集によるその活用と指導教育	4, 12 月末現在での集計件数は 126 件で、目標未達	E

実施項目	監査所見	評定
<p>5、健康管理体制の構築 (定期健康診断の結果、医師の指導のある該当者には面談指導を実施し記録を残す)</p>	<p>5、定期健康診断(1年・深夜勤務者6ヶ月)を実施について数名時期のズレがあり再予定を組んで実施中、診断結果に対する面談指導を行い、結果を残している。また、初任乗務員の健康診断も徹底して行っている。</p>	B
<p>6 運行指示書における下記必須記載事項の記載漏れ撲滅と指導強化 (車庫の始発時間と帰庫時間、明確な行程及び休憩ポイントの指示等) 代車を除き自社運行を対象とする</p>	<p>6、優先的に引受書について、下限割れなどの問題がないかを重点項目として取り組み、年末にはほぼミスを撲滅できたが、まだ0に出来ていないのでC評定とする。</p>	C
<p>7、運転日報は指示書との整合性を念頭に、デジ・タコのデーターも加え、速度や休憩ポイントと時間等のチェックを強化し指導改善に当たる</p>	<p>7、デジタル運転日報の監査も継続して行っているが、宿泊地の記述の徹底がされておらず乗務員に時間を措かず保管させている。また、実車・空車の別、一般道・高速道の別の切り替えの誤りも少ないとは言えず、操作の面も含めて指導を徹底していく(前回監査と同様の判断)</p>	D

実施項目	監査所見	評定
<p>8,社内コンプライアンスを立ち上げ、コンプライアンス違反をしない、させない体制作り。</p> <p>* 運行前日、宿泊先での禁酒の再徹底。</p> <p>* 社会的なルールを守る。 違法な薬物を使用させない、個人情報を出しさせない。</p> <p>* 運行時の携帯電話使用方法と、運転席周りでの携帯電話の使用禁止。</p>	<p>8、監査部門にて、日々の書類点検、実際の運行に関するチェックなどコンプライアンスを意識した体制が稼働している。</p> <p>年末の交通安全運動時に重点項目として飲酒・違法薬物の危険性について触れ、乗務員全員に注意喚起をしている。</p>	<p>A</p> <p>A</p>

運輸安全マネジメント

第3回 内部監査チェックリスト兼報告書

実施年度 (平成 30 年)

(監査実施基準月 原則 3 月末, 6 月末 9 月末 12 月末)

今回実施基準月 9 月末

監査実施日平成 3 0 年 9 月 3 0 日

安全統括管理者(社長) 

内部監査員 

役席及び
業務部回覧



郡山中央交通 株式会社

第3回 内部監査チェックリスト (30年度) (別紙5-2)

評定 A: 達成度合い 90%以上 B: 同 70%以上 C: 同 50%以上
 D: 同 30%以上 E: 同 30%以下

No.1

実施項目	監査所見	評定
1、「白手指差し呼称」による安全確認の徹底	1, 本件取り組み 7 年を経過しており定着化が進んでいると判断出来、点呼時の確認を徹底するとともに抽出した運行での社内路上監査においても実施されていたので「A」評価とする。	A
2、無傷記録の継続 * 重大事故の発生防止 発生 ゼロ件 * 車両の無傷記録年度目標を 18 件以内とする	2, 重大事故の発生はゼロ。 車両の無傷記録については、今年度は年間 18 件以内を目標にして開始したが、9 月末時点ですで累計 23 件となり、今年度の達成は非常に困難となった。ハインリッヒの法則での重大事故危険ラインの 29 件を絶対に上回らないように指導監督していく。	E
3、路上故障防止の為の日常点検の徹底と三か月点検の強化	3、車両台帳と実際の実施状況を照会し、定期点検項目の作成資料で届け出車両の 3, 6, 9, ヶ月周期の点検は洩れなく実施していた。	A
4、ヒヤリハット情報収集によるその活用と指導教育	4, 9 月末現在での集計件数は 96 件で、分析に必要な件数は最低 250 件を要するので達成することが難しくなってきたが目標達成のために年度末まで努力する。	D

実施項目	監査所見	評定
<p>5、健康管理体制の構築 (定期健康診断の結果、医師の指導のある該当者には面談指導を実施し記録を残す)</p>	<p>5、洩れなく定期健康診断(1年・深夜勤務者6ヶ月)を実施し、診断結果に対する面談指導を行い、結果を残している。また、初任乗務員の健康診断も徹底して行っている。</p>	<p>A</p>
<p>6 運行指示書における下記必須記載事項の記載漏れ撲滅と指導強化 (車庫の始発時間と帰庫時間、明確な行程及び休憩ポイントの指示等) 代車を除き自社運行を対象とする</p>	<p>6、昨年度の関東営業所監査結果を受け、1月より独立した監査部門を設け、全ての運行についてチェック体制を整え、運行全件について監査を行い、週1回の業務部会で問題点・修正点を提示して指導監督に努めた結果、前回監査よりも改善が見られたが判定は維持する。</p>	<p>D</p>
<p>7、運転日報は指示書との整合性を念頭に、デジ・タコのデーターも加え、速度や休憩ポイントと時間等のチェックを強化し指導改善に当たる</p>	<p>7、デジタル運転日報の監査も継続して行っているが、宿泊地の記述の徹底がされておらず乗務員に時間を措かず保管させている。また、実車・空車の別、一般道・高速道の別の切り替えの誤りも少ないとは言えず、操作の面も含めて指導を徹底していく。</p>	<p>D</p>

実施項目	監査所見	評定
<p>8,社内コンプライアンスを立ち上げ、コンプライアンス違反をしない、させない体制作り。</p> <p>* 運行前日、宿泊先での禁酒の再徹底。</p> <p>* 社会的なルールを守る。 違法な薬物を使用させない、個人情報流出させない。</p> <p>* 運行時の携帯電話使用方法と、運転席周りでの携帯電話の使用禁止。</p>	<p>8、監査部門にて、日々の書類点検、実際の運行に関するチェックなどコンプライアンスを意識した体制が稼働している。</p> <p>秋の交通安全運動時に重点項目として飲酒・違法薬物の危険性について触れ、乗務員全員に注意喚起をしている</p> <p>警察署より運転中何らかの画面を凝視しただけでも摘発対象になるという情報をいただき、乗務員に画面を見ることも違法という点を注意喚起した。</p>	<p>A</p> <p>A</p>

運輸安全マネジメント


第 2 回 内部監査チェックリスト兼報告書


実施年度 (平成 30 年)

(監査実施基準月 原則 3 月末, 6 月末 9 月末 12 月末)

今回実施基準月 6 月末

監査実施日平成30年 7 月 3 日

安全統括管理者(社長) 

内部監査員 

役席及び
業務部回覧



郡山中央交通 株式会社

第2回 内部監査チェックリスト (30年度) (別紙5-2)

評定 A：達成度合い90%以上 B：同 70%以上 C：同 50%以上
 D：同 30%以上 E：同 30%以下

No.1

実施項目	監査所見	評定
1、「白手指差し呼称」による 安全確認の徹底	1, 6月に実施した乗務員人事評価 主たる目標No.1の「白手指差し呼 称」の実施状況は97%の乗務員が 自己評価(B)[概ね100%実施]とし ており、本件取り組み7年を経過 しており定着化が進んでいると 判断出来るので、「A」評価。	A
2、無傷記録の継続 *重大事故の発生防止 発生 ゼロ件 *車両の無傷記録年度目標を18件 以内とする	2, 重大事故の発生はゼロ。 車両の無傷記録については、 今年度も年間18件以内を目標 にし開始したが、6月末時点です でに累計16件となり、今年度の達成 も非常に苦しいものとなった。下 半期に向け、無傷記録が達成でき るよう、上半期の事故原因を分析 し、乗務員に情報開示した。	E
3、路上故障防止の為の日常点検の徹底 と三か月点検の強化	3、平成30年5月1日提出期限 の「貸切バス業務許可申請」時の 定期点検項目の作成資料で届け 出車両の3, 6, 9, ヶ月周期の点 検は洩れなく実施していた。	A
4、ヒヤリハット情報収集によるその 活用と指導教育	4、6月末現在での集計件数は 83件で、分析に必要な件数は最 低250件を要するので現状未達 だが、年度末に目標達成できる よう努力する。	C

実施項目	監査所見	評定
<p>5、健康管理体制の構築 (定期健康診断の結果、医師の指導のある該当者には面談指導を実施し記録を残す)</p>	<p>5、洩れなく定期健康診断(1年・深夜勤務者6ヶ月)を実施し、診断結果に対する面談指導を行い、結果を残している。</p>	<p>A</p>
<p>6 運行指示書における下記必須記載事項の記載漏れ撲滅と指導強化 (車庫の始発時間と帰庫時間、明確な行程及び休憩ポイントの指示等) 代車を除き自社運行を対象とする</p>	<p>6、昨年度の関東営業所監査結果を受け、1月より独立した監査部門を設け、全ての運行についてチェック体制を整えた結果、まだ修正しなければならない点があり指導を徹底している。</p>	<p>D</p>
<p>7、運転日報は指示書との整合性を念頭に、デジ・タコのデータも加え、速度や休憩ポイントと時間等のチェックを強化し指導改善に当たる</p>	<p>7、4月より運転日報もデジタル化し、運転日報とともにデジタコのデータも同時に可視化し、速度超過などの運転について、システムが自動的にスコア化しそれを基に改善指導を教育係が行っているが、指導の点でまだまだ改善の余地がある。</p>	<p>C</p>

実施項目	監査所見	評定
<p>8,社内コンプライアンスを立ち上げ、コンプライアンス違反をしない、させない体制作り。</p> <p>* 運行前日、宿泊先での禁酒の再徹底。</p> <p>* 社会的なルールを守る。 違法な薬物を使用させない、個人情報を流出させない。</p> <p>* 運行時の携帯電話使用方法と、運転席周りでの携帯電話の使用禁止。</p>	<p>8、平成30年1月・4月に組織改編を図り、監査部門を立ち上げるなど社内コンプライアンスを徹底するための体制作りを行った。</p> <p>月別の乗務員教育内容で、飲酒・違法薬物の危険性について触れ、乗務員全員に注意喚起をするとともに、運行中の携帯電話使用については、無線操作中にお客様が勘違いして苦情を寄せた例を参考にしてこれも乗務員全員に注意喚起を行った。</p>	<p>A</p> <p>A</p>